

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年1月23日 10時00分ごろ
発生場所	熊本県 <sup>かみあまくさ</sup> 上天草市湯島南方沖 湯島港8号防波堤北灯台から真方位166°1,800m付近 (概位 北緯32°35.0′ 東経130°20.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、転覆した。
事故調査の経過	令和3年2月8日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.62m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機に濡れ損
気象・海象	気象：天気 小雨、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 低潮時
事故の経過	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、漂泊中、操縦者が、船体中央部より船尾寄りに座って釣りを行っていたところ、船首部に置いていた別の釣り竿<sup>さお</sup>を取るつもりで立ち上がろうとして中腰の姿勢になった際、波浪による動揺で右舷側に体勢を崩し、船体が右舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者は、海に投げ出され、転覆した本船に<sup>つか</sup>掴まっていたところ、付近で釣りをしていたプレジャーボートに救助された。</p> <p>プレジャーボートの船長は、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>船長は、防水型の携帯電話を所持していたが、本船が転覆した際に紛失した。</p> <p>操縦者は、固型式の救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船の乾舷は約30cmであった。</p>
分析	本船は、漂泊中、操縦者が立ち上がろうとして中腰の姿勢になった際、波浪による動揺で右舷側に体勢を崩したことから、船体の重心が右舷側に偏り、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂泊中、操縦者が立ち上がろうとして中腰の姿勢になった際、波浪による動揺で右舷側に体勢を崩したため、船体の重心が右舷側に偏り、右舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ミニボートは、乾舷が低く、波浪の影響を受けやすいので、乗船者は姿勢の変化による重心の移動に注意して、船が傾かないようにすること。</li><li>・ミニボートは、サイドフロートを装着することが望ましい。</li></ul> |
|--|--|